

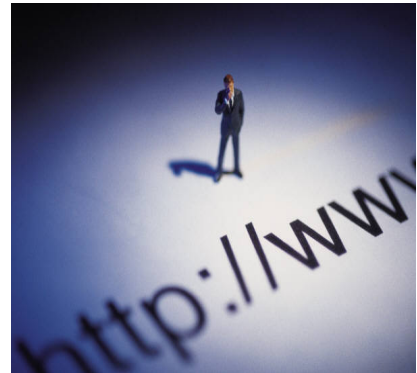
～「Ubiquitous (ユビキタス)」とは「どこにでも存在する」を意味するラテン語。

「いつでも、どこでも、だれでも」が関わることのできるネットワーク環境のこと～

その時、学校・家庭がとるべき方策は？

前回の用語解説に引き続き、今回は、事例発生時に学校が取るべき具体的な対応について考えてみたいと思います。

夏休みも終わり、休み中のトラブル事例を耳にした学校もあるのではないのでしょうか。実際掲示板には高校体験入学に関わった誹謗中傷もみられ、このままの状況では、これから迎える文化祭や運動会などに関連した、友達を非難するような書き込みが予想されます。そこで、子どもたちの「ネットワーク利用の実態」について理解を深め、指導の充実を図りましょう。



警察庁によれば「インターネットによるトラブルの相談件数」が多いものは以下のとおりです。

- 1位 … オークション利用における「詐欺行為」
- 2位 … 掲示板や出会い系サイトなどによる「名誉毀損」や「侮辱行為」
- 3位 … ID・パスワードを窃用した「不正アクセス」

今回は、学校現場での相談事例として「掲示板や出会い系サイトなどによるトラブル」への対応について紹介します。



事例1 「出会い系サイト」における個人情報の漏洩

友人同士のトラブルの結果、「出会い系サイト」に以下のような書き込みをされた。携帯電話に、見ず知らずの人から電話やメールが入るようになって困っている。

例) 長野〇子 ヒマ! 電話して! 090××××1234 1234@×××.co.jp

【子どもたちへの指導のポイント】

- ・安易に電話番号、メールアドレス、顔写真などの個人情報を教えないようにしましょう。
- ・個人を特定することができる情報を無断で公開することは犯罪行為です。

事例2 「掲示板」における名誉毀損、侮辱行為

掲示板に以下のような書き込みがあったと生徒(被害者)から申し出があった。

113 [名無しさん]	〇〇ってキモ顔	06-19 21:33
128 [名無しさん]	〇〇くん	06-22 18:42
136 [名無しさん]	〇〇ウザイ	06-27 15:13

【子どもたちへの指導のポイント】

- ・インターネット上であっても、直接会って話をしているときと同じように、相手の気持ちを考えた会話を心がけましょう。
- ・掲示板の掲載内容は誰もが見ることができ、いつまでも残ってしまいます。

「掲示板や出会い系サイトなどによるトラブル」への対策例

- ・電話やメールをしてきた人に、どこの掲示板やサイトで見たのかを聴き、その掲示板やサイトの管理者に連絡をして、内容を削除するように依頼してください。
- ・掲示板やサイトの管理者に連絡が取れなかったり、削除してもらえなかった場合、その掲示板やサイトが利用しているプロバイダーに連絡をして、内容を削除するように依頼してください。
- ・あまりにも電話やメールの回数が多いようであれば、電話番号やメールアドレスの変更も検討してください。
- ・記載内容によっては「名誉毀損罪」「侮辱罪」に該当する場合がありますので、記載内容を印字したものなど、被害の状況を説明できる詳しい資料を準備して警察に相談してください。

(警察庁情報技術犯罪対策課マニュアルより)

ネットワークトラブルに関わる法律の条文

(名誉毀損) 第二百三十条

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(侮辱) 第二百三十一条

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

法解釈のポイント (子どもたちへの指導の参考にしてみてください)

「公然」とは、不特定または多数に対してのことをいいます。不特定多数ではありません。つまり、駅前中で傷ビラを配った場合、ビラの枚数がほんの数枚であっても、不特定に対して事実を摘示したことになりますから、名誉毀損罪に該当します。逆に学校で在校生のみを対象に中傷的な講演をした場合、不特定とはいいません。在校生と言う意味で特定はされています。しかし、在校生といたら普通何百人という多数ですから、やはり名誉毀損罪に該当します。

また、「事実の有無にかかわらず」と言うのが重要です。つまり、「〇〇さんは援助交際をしている」と不特定または多数に言いふらした場合、それが事実であってもなくても名誉毀損罪に該当します。

インターネット・携帯電話に関わるトラブルの初期対応チェックシート

トラブルが発生したとき、一番大切なのは初期対応です。インターネットや携帯電話に関わる問題が発生した場合、「状況を正確に把握する」「保護者に状況を説明する」「関係機関に相談する」など、解決の方法を模索しなければなりません。以上のような状況を想定し、「初期対応のチェックシート」と「指導経過報告書」を作成してみました。学校の実情に合わせてご活用ください。

次号の掲載内容 (予定)

指導事例をもとに、「初期対応のチェックシート」や「指導経過報告書」の活用例を含め、指導におけるポイントを確認したいと思います。

生徒指導総合対策委員会では、皆様からのご質問や、「こんな点を教えて欲しい」「こんな事例での対応策は？」など、身近な疑問についての質問をお受けしたいと思います。個別事例のご相談も可能な限り行いたいと思いますが、共通の話題として「ユビキタス@nagano」にもできる範囲で掲載したいと思います。下記までご連絡ください。

生徒指導総合対策委員会事務局

担当：長野県教育委員会 教学指導課 生徒指導係

Tel 026-235-7436 (直通)

Fax 026-235-7495

E-mail kyogaku@pref.nagano.jp

※「ユビキタス@nagano」は参考資料として情報提供しています。学校の実情に合わせてご活用ください。